

令和 2 年度の事業計画書

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人ホップすてーしょん

1 事業実施の方針

- ・放課後等デイサービス育ちの広場すてっぷで、子どものニーズに応じて環境を整え、より安定、安心できる事業所作りをめざす。
- ・多機能型新規事業所の開設。未就学児の児童発達支援事業に着手し、早期療育や保護者支援の環境を整え地域に根差した事業作りをめざす。また、新規放課後等デイサービスでは中高生の発達障害に特化し、療育型支援を行う。利用者の青年期を安定、安心につないでいくために保護者や関係機関との連携していく。
- ・保護者支援や地域関係機関との連携を図り、よりスムーズな支援共有ができるために保育所等訪問支援事業を活用する。
- ・支援の量と質を高めるために新期職員の採用。職員の支援力量を高めるために事業内研修を定期的に行う。
- ・障害児相談支援事業は 100 人の利用者を得るまでは採算ベースに乗らないので、今年度は中期的な経営計画を立てる。
- ・余暇活動支援の太鼓教室は、職員の負担が大きくなったため、今年度より法人事業と切り離し利用者でサークル活動とする。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	放課後等デイサービス事業(育ちの広場すてっぷ) *支援学校在籍児童と地域小学校児童	(A)令和2年4月～3月(290日間) (B)向日市上上野町 樋爪6-9 育ちの広場すてっぷ (C)4名	(D)乙訓圏域 京都市、亀岡市一部  (E)利用者数 30名	32000千円
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	保育所等訪問支援事業(育ちの広場すてっぷ)	(A)令和2年4月～3月(10日) (B)向日市上上野町 樋爪6-9 育ちの広場すてっぷ (C)2名	(D)乙訓圏域 京都市一部  (E)利用者数のべ10人	上記に含む
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業(多機能型新規事業) *未就学児と小学校高学年～高校生に特化した発達支援を実施	(A)令和2年9月 (B)向日市 (C)3名	(D)乙訓圏域 京都市一部  (E)利用者数 10名	2800千円

(備考)

- 1 定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。